

報告第16号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

平成26年9月10日提出

五島市長 野口市太郎

1 健全化判断比率 (単位:%)

区 分	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
五 島 市	— (黒字比率 4.58)	— (黒字比率 9.07)	11.1	32.7
早期健全化基準 (財政再生基準)	12.59 (20.00)	17.59 (30.00)	25.0 (35.0)	350.0 (—)

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、数値なし。

2 資金不足比率 (単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
交通船事業特別会計	—
下水道事業特別会計	—
公設小売市場事業特別会計	—
港湾整備事業特別会計	—
と畜場事業特別会計	—

備考 資金の不足額がないため、資金不足比率は、数値なし。

3 監査委員の意見 別紙のとおり

(別紙)

26五監第212号

平成26年8月15日

五島市長 野口市太郎 様

五島市監査委員 木戸庄吾

五島市監査委員 中村康弘

平成25年度健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その意見書を送付します。

平成25年度五島市健全化判断比率審査意見書

1 審査の期間

平成26年7月30日から同年8月15日まで

2 審査の方法

送付を受けた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書、関係帳簿等と照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、その計数の正確性を審査した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担率
平成25年度	— (黒字比率4.58)	— (黒字比率9.07)	11.1	32.7
平成24年度	— (黒字比率4.89)	— (黒字比率10.47)	11.7	37.6
早期健全化基準	12.59	17.59	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成25年度は、黒字比率が4.58%となっている。前年度と比較すると0.31ポイント下回ったが、実質赤字額はなく、良好な状態にあると認められる。

イ 連結実質赤字比率について

平成25年度は、黒字比率が9.07%となっている。前年度と比較すると1.4ポイント下回ったが、連結実質赤字額はなく、良好な状態にあると認められる。

ウ 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は、11.1%となっている。前年度と比較すると0.6ポイント改善されており、早期健全化基準の25.0%と比較しても、これを下回り良好な状態にあると認められる。

エ 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は、32.7%となっている。前年度と比較すると4.9ポイント改善されており、早期健全化基準の350.0%と比較しても、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成25年度五島市資金不足比率審査意見書

1 審査の期間

平成26年7月30日から同年8月15日まで

2 審査の方法

送付を受けた資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書、関係帳簿等と照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、その計数の正確性を審査した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	平成25年度	平成24年度	
水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	
交通船事業特別会計	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	
公設小売市場事業特別会計	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	
と畜場事業特別会計	—	—	

(2) 個別意見

いずれの会計においても平成25年度の資金の不足額はなく、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。